

奈良県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十号

奈良県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県情報公開条例施行規則（平成十三年三月奈良県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「奈良県公報に登載して」を「インターネットの利用により」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。